



企業のやりたい!を支援する 事業主のための助成金活用事例集

事業体制を見直し、さらなる事業の拡大や転換を考えています。
それに伴い、今いる従業員のスキルアップをはかるため、関連事業の企業に勤務してもらい、
自社に役立つスキルを磨いて戻ってきてもらいたいと思っています。
このような場合に企業をサポートしてくれるような補助金はあるのでしょうか?

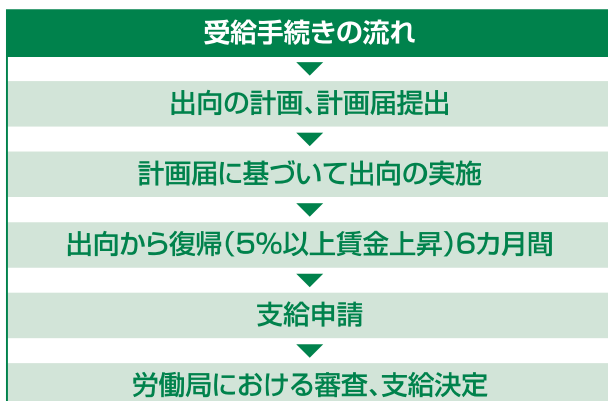
産業雇用安定助成金 スキルアップ支援コース

そのような場合には、産業雇用安定助成金『スキルアップ支援コース』が利用可能です。

スキルアップ支援コースは、在籍型出向(出向元企業と出向先企業の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、出向先企業に一定期間継続して勤務すること)により、1カ月以上2年以内の期間出向し自社にはない実践での経験によって労働者に新たなスキルを習得してもらいます。各種要件を満たした場合に出向元の事業主が支払った、出向中の賃金の一部に対して助成金を支給します。

なお、スキルアップ支援コースを利用する場合の注意点として、必ず在籍型出向である必要があります。在籍型出向とは、あくまでも籍は自社にあり、出向というかたちで他社にて業務を行うことです。そのため、従業員の転籍となる、移籍型ではこの助成金の対象にはなりません。親会社と子会社間の出向などは資本的、経済的、組織的等関連性等から独立性の有無で判断されます。出向元事業主と出向先事業主間で独立性が認められない場合、助成金は支給されません。

手続きの大まかな流れは、以下の通りです。



【支給対象となる事業主】

以下の要件などを満たす、出向により労働者を送り出す事業主(以下、出向元事業主)。

- 労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施
 - 労働者の出向復帰後6カ月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる
- ※このほかにも必須要件があります。

【支給対象となる労働者】

出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、以下に該当する方を除く)であって、本助成金の支給対象となる出向を行った労働者。

- 出向開始日の前日時点において、出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6カ月未満である方
 - 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方 など
- ※このほかにも除外される条件があります。

【支給額】

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額(最長1年まで) イ. 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ロ. 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,490円(※)(1人1日当たり) (1事業所1年度あたり1,000万円まで) (1人あたり1回まで)	

※雇用保険の基本手当日額の最高額(2023年8月1日時点)。毎年8月に改正されるためご注意ください。

※このほかにも細かい支給要件がございます。詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001144043.pdf>